



第三章

決算書は作れなくてもいい



何のために決算書を作成するのか？

これまで、決算書とはどんなものか、概要を説明してきました。

では、会社が決算書を作成しなければならない理由は何でしょうか？

単に法律で作成することが義務づけられているという理由だけでしょうか？

当たり前のことですが、決算書を読む人がいるからですね。

例えば、税金を徴収するお役所は、決算書によって課税所得の計算根拠となる決算書の提出を求めます。

必要な場合は、その元になった会計帳簿も調べます。

このように、課税当局が、税金を徴収する目的から法律で義務づけているというのも一つの理由でしょう。

一方、会社法では債権者保護という目的で、決算書の作成を義務づけています。

また、金融商品取引法では株主(投資家)を保護する目的で、上場企業に四半期決算の発表(決算短信)や有価証券報告書の作成などを義務づけています。

つまり、これらの税法や会社法などの法律に基づいて、会社は決算書を作成しなければならないのです。

税金を徴収する目的というのはわかったと思いますが、株主や債権者の保護とはどういうことでしょうか？

株主は、その会社に対して投資していますし、債権者(銀行などの金融機関)は、お金を貸しています。取引先などは、商品やサービスを販売しています。

つまり、株主は配当金をもらう権利があります。

銀行は、貸したお金を返済してもらう権利があります。
商品を買った取引先は、代金を支払ってもらう権利があります。

このような株主や債権者の権利を保護するために、法律によって
会社に決算書の作成を義務づけて、決算発表や公告によって
決算書の情報を公開(開示)する仕組みになっているというわけです。

ですから、会社は、出資している株主、投資家や債権者などに対して、
決算書を作成して経営成績や株主財産などの財務状況を報告する義務がある
ということです。

つまり、法律に基づいて決算書の情報を開示しなければならないのです。

これから投資や融資、取引をする予定の投資家や金融機関などは、
その会社が儲かっているのか？
今後の成長性は期待できるのか？
その会社に投資する価値はあるのか？
どんな財産を持っているのか？
借金はどれくらい残っているのか？
お金を貸しても大丈夫か？ 返済してもらえるのか？
商品を掛けて販売しても大丈夫か？ 代金を支払ってもらえるのか？

その会社が信用できるかどうか判断したり、
投資すべきかどうか判断したり、
取引すべきか、関わり方を決めるための判断材料として
「決算書」を読むのです。

このように、決算書を作成するのは、**外部の利害関係者に対して
法律に基づいて情報開示する**のが、大きな目的です。

ですから、「会計制度」といわれるように、**制度化**されているのです。

これを「**外部報告会計**」といたり、「**制度会計**」と呼ばれたりしています。

法律に基づく情報開示としては、法律によって次の3つに分かれます。

会社法では、官報公告または日刊新聞やホームページでの決算広告。
金融商品取引法では、決算短信や有価証券報告書での情報開示。
税法では、税務申告書の資料として決算書を提出。
することになっています。

会社を取り巻く**外部の利害関係者**は、英語で**ステークホルダー**と呼ばれますが、もう少し具体的に考えてみましょう。

投資家(株主、出資者)
債権者(金融機関、仕入先)
国、自治体、行政機関
顧客(取引先)
従業員

会社とそれぞれの利害関係者の間では、お金や財・サービスなどのやり取りが行われています。

例えば、株主からは出資を受けた見返りとして利益が出たら株主への還元として配当金を支払うこともあるでしょう。

金融機関からは、融資を受けたら、利息を支払ったり借入金を期日までに返済しなければいけません。

仕入先に対しては、仕入やサービスなどの代金を支払わなければいけません。

国・自治体などの行政機関に対しては、税金や社会保険料を支払って、行政サービスや保険給付などを受けられます。

顧客に対しては、製品・商品やサービスを販売して、売上代金を受け取ります。

従業員を雇用して労働力の提供を受けた対価として賃金を支払っています。

決算書は、外部の投資家や債権者向けに報告目的で作成されるのですが、じつは会社の内部でも**管理目的**に使われています。